

第 1 2 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

平成 3 0 年 1 0 月 1 7 日

秘 密 会

平成30年第12回越谷市教育委員会議事録（秘密会）

招集年月日 平成30年10月17日
 招集の場所 教育委員会室
 開閉会日時 開会10月17日 午前11時00分
 閉会10月17日 午前11時23分

出席委員

委員 長	住 田 俊	委員 長 職務代理者	堀 川 智 子
委 員	進 藤 秀 子	委 員	荒 木 明 子
委 員 (教育長)	吉 田 茂		

欠席委員 な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	永 福 徹	学校教育部長	瀧 田 優
教育総務部 副部長兼 生涯学習課長	福 田 博	学校教育部 副参事兼 学務課長	岡 本 順
教育総務課長	渡 辺 真 浩	学校教育部 副参事兼教育 センター所長	鈴 木 雅 彦
生涯学習課 調整幹	中 野 聡	指導課長	山 口 徳 明

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 副課長	並 木 智 史
--------------	---------

	議 事	て ん 末
議 事 状 況	議 案	
	・第38号議案 越谷市立あだたら高原少年自然の家の休所日を定めることについて	原案可決

◎開会の宣告

住田委員長 おはようございます。これより10月の臨時教育委員会会議を開会いたします。本日は急な招集にも関わらず、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日審議いたします、第38号議案は、非公表事項が含まれておりますので、秘密会としたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

住田委員長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

それではこれより秘密会といたします。

(午前11時00分)

◎第38号議案 越谷市立あだたら高原少年自然の家の休所日を定めることについて

住田委員長 第38号議案 越谷市立あだたら高原少年自然の家の休所日を定めることについて、教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 教育総務部長。

永福教育総務部長 それでは、ご説明申し上げますが本日は急遽の招集にも関わらずお忙しい中開催賜りましてありがとうございます。

本日は、越谷市立あだたら高原少年自然の家の運営に関しまして緊急にご決定いただきたい事象が発生いたしましたので、ご招集をさせていただいたところでございます。

越谷市では資料としてお配りしております、参考資料1としてお配りをしてございますが「越谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則」を設けておりまして、この第2条におきまして教育長への委任事務を定めてございます。この第3条になります、3ページになりますが、第3条におきまして網掛けをしてございますが、この中で「教育長は委任された事務に関し、重要かつ異例の事態が生じたときには、前条の規定に関わらず、これを教育委員会の会議に付議しなければならない。」というふうに定めてございます。

今回審議をお願いします事象につきましては、この重要かつ異例の事態であるというふうに判断いたしまして、臨時教育委員会会議の招集をお願いしたところでございますのでご理解を賜りたいと存じます。

それでは、第38号議案 越谷市立あだたら高原少年自然の家の休所日を定めることについて、生涯学習課長からご説明申し上げさせていただきます。

福田生涯学習課長 それでは第38号議案につきましてご説明申し上げます。

第38号議案 越谷市立あだたら高原少年自然の家の休所日を定めることについて。

越谷市立あだたら高原少年自然の家の休所日を次のとおり定めることとする。

越谷市立あだたら高原少年自然の家条例施行規則第2条第2項の規定により、教育委員会が認

めるまでの間を休所日とする。

平成30年10月17日提出、越谷市教育委員会。

提案理由でございますが、越谷市立あだたら高原少年自然の家における耐震診断の中間報告を受けまして、利用者の安全を確保する観点から、同施設の利用を休止する必要があるため、提案するものでございます。

別紙のあだたら高原少年自然の家の耐震診断結果概要をご覧ください。

教育委員会では今年度あだたら高原少年自然の家の耐震診断を実施しております。最終的な診断結果につきましては、11月中旬以降となる見通しですが、中間報告におきまして耐震強度を満たしていない耐震補強工事が必要とされる水準であることが明らかになりました。つきましては利用者の安全確保を第一に考え、学校利用、一般利用とも本施設の利用を休止するものでございます。

4の耐震診断結果をご覧ください。構造耐震指標のIs値が0.75を下回ることから各階ともに所要の耐震性能を有しておらず補強が必要である、という結果になってございます。

所要の耐震性能につきましては下欄の参考のところがございますけれども、一般建築物に必要なIs値は0.6以上とされてございます。さらに一番下の行になりますが、社会教育施設等の公共施設は1.25倍の0.75という値が求められてございます。改めて4の耐震診断結果をご覧くださいますと診断結果の最小値でございますが地下2階Y方向で0.300となっております。

なお本数値は10月9日現在の数値でございまして最終報告までに変わる場合もあるということで暫定値となっております。

平成28年度に実施いたしました第一次診断におきましては、最も低い数値で0.83、それ以外は軒並み1.0という数値でありましたことから今回の二次診断におきましても良い結果が出てくるだろうと、また仮に補強の必要があっても簡易な補修で大丈夫であろうと想定してございました。

そのようなことからこのような事態になりまして本委員会をお願いすることとなりました。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問、またはご意見等ございますでしょうか。

吉田教育長 利用が休止になった場合の学校あるいは家庭、子どもたちへどんな影響が出るのかということについてはどう考えているのか。

瀧田学校教育部長 まず中学校はすでにスキー教室を再開して2年を経ています。今年は3年目としてすでに計画をどの学校もしておりました。中にはすでに下見に行っている学校もあったんですけども、なにしろ時間が短いですからここで休止ということになれば各学校が以前やっていた形のそれぞれの学校が独自に施設を見つけて業者を頼んで実施するという形になるわけです。そこで小学校は31年度来年に何校か試行的に実施をする、そして平成32年度には全校があだたら

を使うという方向で手順を踏んではいたのですけれども、そういう意味では中学校の方が非常に切羽詰った状況であるわけです。そこで先週11日木曜日、それから12日金曜日、この2日間どちらか都合の良いほうということで、各学校では、まず校長から施設が使えなくなったということを全職員に知らせました。従いまして、現時点では市内全校の職員は使えなくなったということを分かっています。その上で、中学校は、あたら高原少年自然の家を使わずにスキー教室が実施できないかどうかについて、校長会を中心として業者を間に入れて検討しておりましたから、その業者に頼んで代替施設を探してもらっているという状況です。途中経過ですけれども、概ね全校が違う施設を使って出来そうだ、というところまではきておりますが、ただその時に一人当たりの生徒が支払う金額が、どうしても民間の施設だと上がってしまうと、それはどの施設を使うかによってなので各学校によって違いますが、おおよそ1万円から1万5千円くらいの金額が上乗せになるのではないかとこの予想をしております。そうするとその辺を保護者に新たに増額して求めるというのはなかなか難しいですので、今後教育委員会として対応策を考えていかなければいけないという状況が現状のところではあります。以上です。

永福教育総務部長 ただいま学校現場の状況について瀧田部長のほうから申し上げたところでございます。また今回お願いをしておりますように一般利用のお客様についても合わせて利用を休止していくということでございます。3ヶ月前から施設の予約ができますので、今後近いうちにも予約をいただいているお客様もいらっしゃると思いますので本日委員会のほうでご検討いただきまして諸手続きを踏みまして今予約をいただいている方への事情のご説明等々行いまして、今回は議案の中ではいつから休止するというのは入れさせてございませませんが現在予約いただいている方への事情説明ですとか、市議会、それから報道機関、保護者の皆様、PTA等々お知らせをしなければいけないと思いますので、手順を踏んで事務局の目算といたしまして週明けのなるべく早い時期にこれを公表というか周知をしていきたいと考えてございます。以上でございます。

吉田教育長 中学校はわかった、小学校の方はどうなのか。学校教育部長から。

瀧田学校教育部長 小学校の方は、これも31年度の実施再開に向けて7校ほどが、うちの学校であたららを使って来年試行的に最初に行きましょうという学校が出ていたのですが、それも使えなくなってしまうということなので小学校長会では急遽あたららを使わないで今までやってきた小学校ごとに施設を使ってそれぞれの学校の計画で実施をするという方向に急遽切り替えました。小学校の方は、まだ時間的に余裕があるので各学校での実施になるわけですが、今まで色々な形で各方面調整をしながら再開に向けて進めてきた段取りが全て無駄になってしまうといった失礼ですけれどもそんな形で非常に教育委員会としては小学校長会には迷惑をかけてしまったということでお詫びをしましたがけれども、小学校の方では致しかたがないということで各学校での実施計画ということで進めているところです。ただ保護者に対しての、今教育総務部長からもありましたけれども、保護者に対してのアナウンスがまだ一切してありませんので、今後来週その統

一した形で小中学校保護者宛の通知文を作って公表にあわせて知らせていくという段取りになっております。以上です。

吉田教育長 いずれにしても一般利用での予約客あるいは子どもたち、学校利用の子どもたちの期待、家庭の経済的負担、あるいは学校現場での混乱を最小限度に抑えること、こういうことに配慮しつつ今後とも学校を支援していくということをしていかなければいけない、あるいは周知を徹底していかなければいけないというふうに考えているところです。

住田委員長 いかがでしょうか。

堀川委員長職務代理者 このような数値が出たということで休止という方向でやむなしだと思います。また迅速に学校のほうにも対応していただいているようなのですけれども28年度に0.8以上で大丈夫だろうという数値が出て実際今回計ったところこのような数値が出た、その誤差といえますか、判断が甘かったというような、そっちの誤差というか原因というのは何か分かっていることがあるのか、それともこれから色々検討していくということでしょうか。

福田生涯学習課長 営繕課が窓口なのですがすけれども、これまでの説明を聞きますと一次診断につきましては設計図面上の計算ということで、壁の厚み、柱の厚みとかそういったもので計算をして出しました。二次診断につきましては鉄筋の腐食とかコンクリートの劣化とかそういったものを調べるという形になっていまして7月22、23日で現地に行かれたときは鉄筋とかコンクリートは大丈夫というようなコメントもいただいているのでこちらとしては安心していたところです。施設が斜面に建っているということで、土圧とかそういったものの計算が入っているということが影響しているというような説明を聞いています。

堀川委員長職務代理者 斜面の設計上、土圧のそういったもので劣化が早かったと。

福田生涯学習課長 それが事務担当では予測できず、専門家による複雑な計算を持って算出されたということのようでございます。

永福教育総務部長 今副部長から申し上げたことなのでございますが、土圧、設計図面を中心に診断を職員のほうでいたしますので、斜面の土圧に対しましての反映が十分ではなかったのだろうというふうに思います。今回は、斜面の土圧を診断結果に反映させたり、あとこれはあくまで想定ですけれども、東日本大震災での震度6強程度の揺れが建物への影響もあったのではないかと、というようなご意見をいただいておりますけれども、また専門分野のほうで精査をしていただかなければ、ということは考えてございます。以上でございます。

住田委員長 他にはいかがでしょうか。

住田委員長 ではお聞きしますが、もしですね、仮に中学校が他の施設を使うということで今回はやむを得ないとは思いますが、ただ問題は1万とか1万5千円くらいとか、保護者の負担にとりあえずは補助とか、何か対応策といったようなもののお考えはあるのでしょうか。

永福教育総務部長 保護者の負担への補助につきましては、今回のようなケースに当たるような制

度がないわけですが、今回こういう教育委員会側の見込み違いにより生じた事象ですので、これから学校の方で取りまとめができ、保護者負担がどれくらい増になるのかだいたい見えてくると思いますので、その中で、教育委員会としてできる対応について財政当局とも相談しながら、お願いしていきたいと考えてございます。具体的なことは申し上げられないのですが、努力はしていきたいと思っております。

住田委員長 いかがでしょうか。

進藤委員 さきほどのお話で休所日の時期、いつからというのは今回の原案にも載っていませんし、そのへんははっきりしないようですが、実際には週明けくらいには広くアナウンスすることなので、おおむねほぼ同時に休所日にするというふうに想定されていると考えてよろしいでしょうか。

永福教育総務部長 週明けが22日の月曜日になるであろうと思いますが、そのあたりで公表の段取りが整えられれば、と思っております、その翌日火曜日がもともとあだたらの休所日となっておりますので、現実問題としては24日からになるのではないかと考えてございます。しかし、先ほど申しましたとおり、利用者へのアナウンスですとか、ご理解をいただくということも必要になりますので、今後、事務局で教育長と相談しながら、いつから休所にするか、ということ进行调整していきたいと考えておりますので、それを含めて、今回議決をいただければと考えます。よろしく願いいたします。

住田委員長 いかがですか、よろしいですか。

今回は緊急の事態でしたけれども、これより第38号議案を採決いたします。本案は原案どおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

なお、本議案に係る議事録等の取り扱いについてですが、秘密会とした議案に係る議事録等につきましては原則、公表しておりませんが、本議案に関しましては、諸般の手続きが整い次第、通常議案と同様に公表してまいりたいと思います。何かご意見ございますでしょうか。

住田委員長 よろしいですか。ではそのようにさせていただきたいと思います。

◎閉会の宣告

住田委員長 それでは、本臨時会に提出されました議案は終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。どうも本日はお忙しい中ありがとうございました。

(午前11時23分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

委員長

住田 俊

委員

堀川 智子

委員

進藤 秀子

委員

荒木 明子

委員

吉田 茂

(教育長)

書記

教育総務課副課長

並木 智史